



平成 25 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6 3 3 4 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

第三者委員会の調査報告書の補足説明に関するお知らせ

この度、平成25年2月15日に開示いたしました「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」の同委員会の調査報告書におきまして、下記のとおり補足説明がありますのでお知らせいたします。

記

◆補足説明

平成 25 年 2 月 14 日付けで、当第三者委員会が作成した調査報告書「第 5, 3 (3) 社外監査役による牽制機能の意識改革」において、「明治機械は 2 名の社外監査役を選任していたところであるが (1 名は大株主から派遣されており、他の 1 名は顧問弁護士)」と記載していますが、当委員会の趣旨としては、今後の再発防止策の提言の観点から、その前提として有価証券報告書の記載を踏まえて、同社において現在社外監査役が選任されていることを述べたものであり、本件不正会計が告発される等した当時の監査役会の構成について述べたものではなく、また上記 2 名の現在の社外監査役が本件不正会計に関与したとの趣旨でもありません。

なお、上記「顧問弁護士」と記載した社外監査役については、本件不正会計が実行等された時点では監査役ではなく、監査役就任と同時に顧問契約が解約されています。

以上、補足説明いたします。

(参 考)

- ◆「調査報告書」第 5 原因分析、責任の所在及び再発防止策に関する提言 3 再発防止に関する提言 (3) 社外監査役による牽制機能の意識改革 (調査報告書の 38 ページ)

(3) 社外監査役による牽制機能の意識改革

明治機械は 2 名の社外監査役を選任していたところであるが (1 名は大株主から派遣されており、他の 1 名は顧問弁護士)、前記のとおり、監査役会は、監査法人宛での告発メールを受けていながら十分な調査を行ったとは言いがたいところである。社外監査役は、まさにこのような場合には自らに与えられた権限を発揮して疑惑を明らかにすべき義務が課せられていることを十分認識して職務を遂行すべきである。

以 上